

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：23901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K02238

研究課題名（和文）近代日本精神病患者社会事業史研究

研究課題名（英文）Historical Study of Social Services for the people who have mental illness in Modern Japan

研究代表者

宇都宮 みのり (UTSUNOMIYA, Minori)

愛知県立大学・教育福祉学部・教授

研究者番号：80367573

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：これまでの研究で、近代日本精神病患者監護政策の特徴は、人権政策に伴い意図的に形成された理念としての「保護」と方法としての「権威的取締」という「両価性」にあることを明らかにしてきたが、本研究では、分析対象時期を1920年代から1930年代に焦点化しつつ、視点を政策主体から運用主体（医療機関や慈善活動体）に拡大し、政策的意図が運用主体にどのように影響したかの解明を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の課題の核心は、「保護」と「取締」の両価性は現在にも通じる座標軸であり、精神保健福祉領域における「歴史的構成の素材としての典型」であることの歴史的事実の必要性である。この両価性の議論は、法の改廃過程にも、法の運用過程にも、時に人権侵害・剥奪の認識としても、いずれかの価値が強調されながら歴史的に繰り返し立ち現れている。特に精神保健福祉関連法律は、「社会的事件」発生を契機として外圧によって改正される特徴を歴史的に有し、両価性議論を顕著に確認できる。現在の精神保健福祉政策上、実践上、生活上に立ち現れる諸問題を権力構造問題も包含して理解する基盤的理論となりうると考える。

研究成果の概要（英文）：In previous studies, we have clarified that the characteristic of the modern Japanese policy for the custody of the mentally ill is the ambivalence between “protection” as an idea and “authoritative control” as a method, which was intentionally formed in conjunction with the human resource policy. This study focuses on the period from the 1920s to the 1930s and attempts to elucidate how the policy intention affected the operating entity by expanding the perspective from the policy entity to the operating entity (medical institutions and charitable organizations).

研究分野：精神保健福祉

キーワード：精神病患者監護法 精神病院法 精神病患者慈善救済会 中央社会事業協会

1. 研究開始当初の背景

本研究は、平成 24 年度採択(基盤(C)24530749「近代日本精神病患者監護政策に見る受容と排除の論理構造」)および平成 27 年度採択(基盤研究(C)15K03931「精神保健福祉史にみる受容と排除の論理構造」)を発展させたものである。

研究の第一段階においては、精神病患者監護法の立法過程において「監護」概念がどのように議論されたかへの関心を持ち、「権利擁護」か「社会防衛か」が鋭く強く問われる精神保健医療福祉分野において、問題提起の起点となる概念として「保護と監置との間」と説明される「監護」に注目した。近世から近代への変革期において精神病患者監護法が必要となった背景要因(宇都宮 2009)、精神病患者監護法の法理念としての「監護」の検証(宇都宮 2010a,b)、精神病院法制定の根拠としての精神障害者の生活実態調査(宇都宮 2014)、精神病患者監護法の運用状況から生じた法の限界と精神病院法の立法過程(宇都宮 2011)に取り組み、以下のことを明らかにしてきた。すなわち、精神病患者監護法の立法過程において、内務省は「監護」を不当な監禁・拘束からの「保護」と想定しており、そのためすべての「精神病患者」を対象とした。そして「精神病患者」の監護をする責任者を定め、監護義務者の監視体制を整備することを目指した。民法学者は、民法(1896)に「精神病患者」の財産権保護はあるが身体保護規定がないため、精神病患者監護法に身体保護規定を必要とした。禁治産者の身体保護と監護義務者規定に関する民法の欠陥を補う必要があったのである(宇都宮 2012)。一方精神医学者は、精神病患者監護法の「監護」は監禁・拘束であり、刑法(1898)の罰則に相当するため、監護は監置の必要な人だけに限定的に用い、かつ治療保護・療養を含む概念として捉えていた。三者の思惑が交錯する中、結果として「精神病患者」の救済保護と劣悪処遇の改善により衛生機構の充実を図る内務省の方向と、「精神病患者」の身体保護および監護義務者規定の明文化により民法の不備を補うことを急務とした民法学者の意見が合致し、精神科医の求めた治療保護の視点を欠いたまま成立に至る。

精神病患者監護法の理念としての保護政策は、監護義務者の管理を内務省管轄の行政警察による「権威」(強制的規制)に任せる体制を整備することにより具体化しようとしたものである。つまり、立法過程では、精神病患者は「隔離」の対象ではなく「保護」すべき対象としての認識があったこと、しかしその保護は個人の権利ではなく、戸籍法制定を背景とした「イエを管理する」方法を採用したこと、それがその後の運用上の問題を引き起こしたことを明らかにしてきた。時代が変わっても長く法意識が変わらなかったことで問題が現在まで長期化し、深刻化している。

第二段階において、他の慢性疾患患者との政策上の処遇の比較研究を実施した。保健衛生調査会による農村保健衛生実地調査分析を通して、結核に関しては感染経路と衛生環境の把握、ハンセン病に関しては居場所の特定、精神病に関しては発生原因の解明が、調査の意図としてあることが浮かび上がってきた。内務省衛生局の課題が防疫・検疫から、徐々に精神病、ハンセン病、結核等の慢性疾患対策に広がり、予防対策整備に向けて慢性疾患の有病率、生活環境を詳細に調査する必要があったことにある。脱亜入欧を政策的に進めた 1900 年初頭、精神病患者監護法(1900)は、民法に禁治産者の財産保護規定しかないため禁治産者以外も含めたすべての精神病患者の身体保護規定の必要性をめぐる論議を経て制定された。癩予防に関する法律(1907)は、西洋諸国と比べてハンセン病隔離対策が整備されていないことの汚名返上のために制定され、結核予防法(1919)は、病気の予防・回復を見込み、経済政策・労働政策の一環として制定された(宇都宮 2014)。特殊医療保護事業の対象である慢性三疾病であるが、法制定によって、ハンセン病は強制隔離政策へ、結核病は強制をとまわらない治療収容政策へ、精神病は非監置もしくは治療収容政策へと展開していく。衛生行政が単なる対症療法的な防疫対策から、健康改善・増進を意図した積極的行政へと移行する中で、慢性三疾病対策は三様に分岐した。精神病に対する当該時代の内務省の認識は、慢性的な不治の病であり、遺伝(内因)および酒(外因)にその特性を求めており、全体の罹患者がきわめて多いという認識であった。

本研究は、第三段階にあたる。すなわち、これまでの研究活動の蓄積を踏まえて、近代日本の精神障害者への監護政策が、人力政策に伴い意図的に形成された「両価性」を有しており(宇都宮 2017)、法の運用過程において、公立精神病院の建設が進まない構造があることを明らかにし、さらにその「両価性」がどのように意図されながら、あるいは結果として、施設・病院や人びとの生活に影響を及ぼしながら展開されていったのかを明らかにしようとするものである。

2. 研究の目的

本研究では、分析対象をマクロ的視点(政策主体)からメゾ的視点(運用主体)に拡大し、政策的意図が運用主体にどのように影響したかを解明する。つまり、本研究の目的は、精神病患者監護法と精神病院法の運用過程分析を行うことを通じて、近代日本精神病患者社会事業において保護と取締の「両価性」がどのように意図されながら、あるいは結果として展開されたかを明らかに示す。

3. 研究の方法

対象とする時期として、精神病患者政策史としては精神病患者監護法(1900年)や精神病院法(1919

年)を政策転換点とするが、本研究では精神病患者を社会事業史の枠組みに位置付ける意図を持ち、社会事業が成立したとされる 1918～1937 年に焦点を当てる。分析ではさらに成立期(1918～1929)と展開期(1929～1937)の2期に分ける。具体的作業としては、1)精神病患者社会事業の対象認識の史的変遷を明らかにするための資料の収集と分析、2)精神障害関連法の社会政策的意図に関する資料整理と分析、3)社会政策的意図の精神病患者慈善団体への影響、4)社会政策的意図の中央社会事業協会への影響の検証である。

4. 研究成果

(1)2019年度から2023年度にかけて実施した文献調査の成果は以下の通りである。主として1920年代から30年代の精神障害者に関連する統計、学術雑誌記事、新聞記事等の史資料調査を実施した。収集した資料を順次整理しアーカイブを作成しているところである。その成果は『戦前期社会事業基礎資料シリーズ』の「精神病患者・精神病患者政策」編として刊行する予定である。

明治初年から1930年代までの精神障害者に関する法律・規則等が掲載される「官報」を収集し、目録作成した。

中央社会事業協会編『社会事業』(1926-36年)に掲載されている精神障害者関連記事を抽出し、資料目録を作成した。

中央社会事業協会編『社会事業彙報』(1927年-39年)に掲載される精神障害者関連記事を抽出し、資料目録を作成した。

中央社会事業協会編『日本社会事業年鑑』(1922年-40年)に掲載される精神障害者関連の図書及び雑誌記事を抽出し、図書目録及び資料目録を作成した。

国家医学会編『国家医学会雑誌』(1887-1923年)、『日本赤十字』(111号～128号)に収録された精神障害者関連論文を抽出し、資料目録を作成した。

全国の39都道府県に設置されている公文書館(2019年現在)のうち、24館について蔵書検索を完了させ、公文書館所蔵の精神障害者関連資料目録を作成した。

内務省実施の各種調査報告書、統計書等を収集し整理した。

東京都公文書館に保管されている精神障害者関連文獻・文書資料(1877-1888年)を収集・整理し、内容の解説を進めている。

中宮病院(精神病院法(1919)による初の公立精神科病院：現大阪精神医療センター)の設立経緯文書、周年記念誌、年報、座談会逐語録、研究論文等資料・統計の整理、資料目録を作成した。また同病院にて精神障害者の「院外保護」に取り組んだ長山泰政の実践記録・論文等を収集整理し、資料目録を作成した。

ハンセン病療養所の中の精神病の処遇の問題を析出するため、長島愛生園ハンセン病療養所に入所中の精神障害者に関連する資料を収集途中である。

明治・大正期に愛知県において発刊された主要新聞の中から、公衆衛生、民生委員制度、生活改善組合等、社会事業に関する記事を収集した。精神障害、ハンセン病、結核に関する記事についても収集途中である。

(2) 明治初年から1935年における精神病患者関連諸規則類の改廃過程分析

本研究期間において明らかにしたことの第一は、明治初年から明治中後期の精神障害者処遇の手続き、1900年から昭和初期の精神病患者監護法及び精神病院法施行に関する規則、医師法(1906=1933)、診療所取締規則・細則(1933)、産婆並産院取締規則(1933)、精神障害者処遇に関連する勅令、訓令、通牒等の資料を基に、精神障害者処遇の「政策的認識」及び官公立・代用精神病院の機能・役割である。

1930年において、精神病院全体の数は91か所で、そのうち精神病院法による精神病院は23か所であり、そのうち第1条及び第6条による府県立(公立)精神科病院はわずか3か所、第7条の代用精神科病院が20か所である。その後も国家財政は悪化の一途をたどり、結果として公立精神病院としての役割はほとんど果たされなかった。精神病患者監護法と精神病院法は、1950年の精神衛生法(昭和25年法律第123号)によって廃止されるが代用・指定病院の考え方は継承され、国庫補助と精神科特例によって精神科病院は1960年代に爆発的に増加する。公立病院の必要性を認識しつつも、民間に依存しながら政策を進めてきた日本の特質を見ることが出来る。未完に終わった戦前の公立精神病院に法的にはどのような役割が期待されていたのか。

「医業を為す場」としての精神病院

精神病患者監護法制定以前には私宅鎖籠も癲狂院も警察による取締の対象であった。1900年の精神病患者監護法においても「私宅監置室」と「公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室」は並べて位置づけられ、病院も私宅監置と同様に警察医・警察官吏の診断を要し、取締はいずれも警察官署が担うという「監護の場所」に過ぎなかった。その後医学教育機関において精神病学を学科として設置し、西洋医学を学んだ医師が安定的に輩出されるようになる。そして1933年医師法改正によって「医業を為す場所」として位置づけられていった。

公立精神病院の対象者と権限の拡大

精神病院法制定は、欧米諸国を意識した「官公立精神病院建設」の法律を国が制定することと、国内事情を鑑みて収容・治療施設を揃えることを主眼としていた。保健衛生調査会が提示した精神病患者監護法改正案では官立精神病院と公立精神病院の役割を分離し、かつ代用病院を認めな

い設計であった。しかし第 41 回帝国議会に提出された精神病院法案は官立精神病院が担うべき役割を公立精神病院が担い、また国家が持つべき公権力を公立精神病院及び代用精神病院に与える仕組みとして設計される。すなわち「犯罪性精神病患者」「監護困難ノ精神病患者」を官立精神病院に収容するという構想は、法律上は反映されておらず公立精神病院及び代用病院の役割に移し代わっている。法案審議過程においては「危険ナル症状」「怖ルベキ狂人」の収容取締論は背面に置かれ、「可憐ナル精神病患者」の医療保護立法であることを強調して審議が進められたが、犯罪性精神病患者の収容取締という役割は議論の前提として存在しており、犯罪性精神病患者の収容をする主体がどこであるかが重要な点であった。警察官署が取り締まるべき公立及び代用精神病院に求める施設構造基準は、私宅監置室の施設構造基準と比べて、逃亡防止に力点が置かれたものであった。治療の役割の他、国家が担うべき機能を公立病院に持たせ、さらにこの機能を代用精神病院にも認めていき、私立・代用精神病院に責任と権限が集中していくことになる。

公立精神病院が役割を果たしにくい構造

精神病患者監護法、精神病院法、診療所取締規則によって精神病院には一般の病院を設置する際に求められる手続きに加えて、特殊な構造と手続きを求められる。伝染病予防法や精神病患者監護法のような他の法律で伝染病室や精神病室の構造の定めがある場合、「診療所取締規則」「診療所取締細則」と各特別法の両方の法律が適用される。矛盾がある場合は特別法に優先権がある。「診療所取締規則」「診療所取締細則」は、公安的な要素が強い精神病患者監護法と伝染病予防法との整合性を持たせる構成になっている。そのために、精神病院に関する規定は依然として公安的な要素が残り、かつ一般病院よりも相当に複雑な手続きを要することになった。「療養の途なき精神病患者」「憐れな精神病患者」の治療保護のために建設を急ぐ趣旨で精神病院法が成立したが、その機能を果たすことが困難な構造的な歪みが存在している。

(3) 1920 年代の社会政策的意図の精神病患者慈善・社会事業団体への影響

本研究期間に明らかにしたことの第二は、精神病患者慈善救済会会報に掲載された論説の分析を通して、1910 年代から 1920 年代の精神障害者を取り巻く社会問題の捉え方の変化である。

1910 年代及び 1920 年代の精神障害者を取り巻く社会問題には以下の変化が見られた。1 点目、病気の知識については、1910 年代から継続して多様な病像が発信されたが、社会の発展・変化に伴いその犠牲となって増加する病態像、当時の社会を脅かす存在としての病態像について、社会的危険性を強調するよりも病者の治療保護によって社会問題化を解決できるとするより明確なメッセージをもった発信に変化した。2 点目、精神科病院の必要性については、1910 年代に病院建設の政策的あるいは物理的なハード面での必要性は、退院する精神障害者や未治療の病者への社会事業施設・救済施設の必要へと具体的な課題へと拡大した。同時に 1920 年代は院内処遇改善や非医者による「治療」を受ける病者の待遇改善というソフト面での必要性の論調が強まった。3 点目、精神障害者家族を取り巻く窮状からの救出や家族の看護負担減が積極的に論じられ始めた。4 点目、社会（世間）の人達の認識変化が病者及びその家族の救護につながるという環境因子の重要性が強調された。

精神障害者の処遇改善のためにも、精神障害者家族が家業に専念でき貧困からの脱出を図るためにも、精神病院法に則った精神科病院建設の推進、精神科病院の範疇を超えた社会問題に対応すべき社会事業施設、救済施設が必要であった。社会事業という言葉が一般的に使われるようになったのは 1920 年代以降のことである。

(4) 1930 年代の社会政策的意図の中央社会事業協会への影響

本研究期間に明らかにしたことの第三は、1930 年に中央社会事業協会が主催した場において、「精神病患者」が「社会問題」として取り上げられたこと、社会問題としての対策が検討されたことである。

1930(S5)年 6 月 30 日、「社会問題としての精神病」と題する懇談会(以下、懇談会)が中央社会事業協会事務所において開催された。中央社会事業協会が主催し、専門領域・官民の立場を超えて、精神障害の「社会問題」の所在を議論する場である。精神障害者を取り巻く社会問題は、精神病の発生予防、発症予防、収容施設、治療施設、保護施設であり、大別すると精神病の予防と施設の建設となる。「精神病の予防」について、1 つ目に発生予防対策としての断種は社会全体の問題であるといえるのかどうか、2 つ目に精神病の原因が遺伝であると断定かつ診断が可能か、犯罪との関係、「断種」手術の効果であった。断種手術の問題として、法的手続きが未完備、根拠への疑問を持ちつつ、本人又は家族の承諾によって断種手術をする、遺伝要因がすべてでなく医師にも「断種」の適合性を診断できないこと、倫理・人道上の問題が大きい、手術後に浪費や放蕩、犯罪、性病、墮胎という別の問題の増加がある。

「精神病の施設建設」について、1 つ目に精神障害者数と施設数の乖離の現状、2 つ目が適切な医療を提供できる治療のための病院建設、3 つ目が劣悪な処遇を受けている精神障害者惨状への保護対策である。適切な施設の確保は参加者全員に共通する認識であるが、治療者と為政者に

思惑の違いがある。適切な施設とは、官公立の精神病院、精神病院と感化院の中間施設である。私立精神病院では設備も処遇も経営も「甚だ不完全」なため、ただ単に施設数を増やすのではなく、官公立の精神病院を要するのである。ただし予算的な措置は難しく、「少しずつでも病院を増やして入れる工夫をしたいもの」と内務省高野が言うにとどまる。

精神病患者監護法施行から 20 年、精神病院法施行から 10 年が経過してもなお、「憐れな精神病患者」の惨状に変化なく、病者数は年々増加傾向を示す中、精神病院法による府県立精神病院は東京、大阪、神奈川の 3 つであり、福岡が建設中、愛知に設置命令が出たばかりである。懇談会の狙いは「精神科学の社会事業への展開」と「社会事業家の精神科学への関心」を要望するものであった。社会事業行政を所掌する内務省社会局は、1929(S4)年、精神病療養施設充実に求める答申を受けているが、懇談会に社会局員は出席しておらず、懇談会では社会事業行政を奨励するというための施設充実、国立精神病院設置、医療保護周到のため監視視察の強化の話題はまったく出されない。内務省衛生局は、慢性疾患対策として精神障害者対策を捉え、同じ慢性疾患であるハンセン病対策が施設充実・収容政策を図ろうとする中で精神障害者対策としても施設充実を、との法的権衡を問題とする。精神医学者は施設の不足からくる精神障害者の劣悪な実態を「由々しき社会問題」とし、治療をするための官公立精神病院の建設と看護人の待遇改善、入院患者の処遇改善を求めた。

(5) 総括

近代日本精神病患者監護政策が「保護」と「権威的取締」という「両価性」を有することに関し、分析対象をマクロ的視点(政策主体)からメゾ的視点(運用主体)に拡大し、政策意図が運用主体にどのように影響したかを解明した。まず、マクロ的視点から精神疾患の治療構造を見る。大正中期以降の内務省は、精神病を慢性疾患と捉え、同じ慢性疾患である結核やハンセン病の施設建設及び収容政策を図ろうとする中で、精神疾患対策の遅れと法的権衡を問題とする。精神医学者は施設の不足からくる精神障害者の劣悪な実態を「由々しき社会問題」とし、治療をするための官公立精神病院の建設と看護人の待遇改善、入院患者の処遇改善を求めた。精神病患者監護法、精神病院法、改正医師法及び諸規則の法構造を整理する中で明らかになったことは、1900 年の精神病患者監護法において「公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室」は「私宅監置室」並んで警察医・警察官吏の診断を要し、取締はいずれも警察官署が担う「監護」の場所に過ぎなかった。その後、医学教育機関において精神病学が設置され、1933 年医師法改正によって精神病院は「医業を為す場所」として位置づけられた。「非医師」による「治療」行為に対する制限や罰則は、1933 年の医師法改正に盛り込まれ、法律的な不備の解消に至っている。精神病院・精神病室の施設構造は、精神病患者監護法由来の精神病院取締規則を基礎においたために公安的要素が強い入院患者の逃亡防止策が求められた。また、地方長官は精神病院長に、精神病患者の「治療上必要な処置」以外に、「監置上必要な処置」の権限を与えた。しかし「国家財政ノ都合」により、公立精神病院建設は推進されず、その後も国家財政は悪化の一途をたどり、公立精神病院はほとんど建設されず、結果として民間の代用精神病院が担う医療構造ができあがった。

メゾ的視点から見ると、内務省救護課を社会局としたのが 1920 年、その後社会事業の拡大が進められた。内務省社会局に設置された第二次社会事業調査会は、1920 年代に医療保護施設調査を実施し、その調査結果をもとに 1929 年に精神病療養施設充実に求める答申を出している。答申では、精神病院法に依る療養施設が極めて不十分であるため全府県への施設充実を実現すること、特殊の処置を要する精神障害者収容のための国立精神科病院を設置すること、私宅又は私立病院に監護される精神障害者への医療保護の周到を期するため監視視察を厳にすることの 3 点を挙げ、社会事業の政策的不備が発せられた。1920 年代の精神病患者慈善救済会の活動を見ると、同会は寄付に基づく慈善活動から政策的な動向をみて社会事業団体へと転換を図っている。精神衛生運動体としての活動を展開しつつ、個の病理の問題から脱し、社会問題として明確化しようと試みていた。政策的にも社会的にも関心が薄かった 1920 年代において救済会の果たした役割は大きい。その後、政策課題としての精神障害者の社会問題は、大きく変動する社会の中で、1930 年代以降に救済会とはまた異なる様相を醸しながら進められていく。

1930 年には国際情勢が複雑緊迫化し、国防・軍事力を高める「人力政策」の強化が求められ、そのための労働力確保と国民体位向上への関心が高まっていた。民族衛生運動が活発化し、断種法の必要性が学会や議会でも声高に議論されていた。精神障害者の「悪質遺伝子」が喧伝され、精神障害者の「社会問題」の政策立法的な動きがある中、中央社会事業協会主催の懇談会の焦点は精神障害者の「断種」が「社会全体の問題の解決」となるか否かであり、断種法推進の動きに一石を投じる議論となった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 宇都宮 みのり	4. 巻 25
2. 論文標題 愛知県における近代特殊医療保護事業の展開--結核対策に焦点を当てて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会福祉研究	6. 最初と最後の頁 1~11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15088/0002000088	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宇都宮 みのり、坂倉 智大、中村 征人	4. 巻 14
2. 論文標題 1920年代における「精神病患者救済の公衆問題」--『精神病患者救済会々報』の分析を通して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人間発達学研究 = Bulletin of The Graduate School of Human Development Aichi Prefectural University	6. 最初と最後の頁 11~23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15088/00005155	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宇都宮 みのり	4. 巻 24
2. 論文標題 1930年における「社会問題としての精神病」--中央社会事業協会主催の懇談会分析を通して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会福祉研究 = Social Welfare Studies	6. 最初と最後の頁 15~24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15088/00005103	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宇都宮みのり	4. 巻 23
2. 論文標題 近代日本における公立精神科病院の役割(2)-精神病患者監護法、精神病院法、改正医師法及び関連諸規則類分析-	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会福祉研究	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15088/00004745	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 宇都宮 みのり	4. 巻 13
2. 論文標題 韓国の社会福祉事業--明暉園(研究動向/情報)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 生涯発達研究 = Journal of the Research Institute of Human Development and Welfare Aichi Prefectural University	6. 最初と最後の頁 103 ~ 108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15088/00004597	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 山本理絵、望月彰、愛知県立大学「教育福祉学研究会」	4. 発行年 2023年
2. 出版社 溪水社	5. 総ページ数 224
3. 書名 教育と福祉が出会う支援(執筆箇所: 第3部第5章「ひきこもり状態にある人への理解と支援」pp.188-199)	

1. 著者名 社会事業史学会創立50周年記念論文集刊行委員会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 近現代資料刊行会	5. 総ページ数 718
3. 書名 社会事業史学会創立50周年記念論文集 戦後社会福祉の歴史研究と方法 継承・展開・創造(執筆箇所: 「社会福祉学領域における精神障害者に関する歴史研究の動向」pp.369-400)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------